

訪問介護等サービス 重要事項説明書

(訪問介護・第1号訪問事業)

1 事業所運営法人

法人名	社会福祉法人 フロンティア
法人所在地	東京都豊島区池袋四丁目29番6号 アクシア池袋204号室
代表者氏名	理事長 水島 正彦
法人設立年月日	昭和56年3月10日

2 ご利用事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所所在地	東京都豊島区池袋本町1丁目29番12号
事業所名称	池袋ほんちよの郷ホームヘルパーステーション
電話番号	03-3986-0908
管理者	山内 雅代
事業の種類	訪問介護・第1号訪問事業
介護保険指定番号	訪問介護事業(東京都1371600592号) 第1号訪問事業(豊島区13A1600298号)
開設年月日	平成9年4月14日
事業の実施地域	豊島区内(豊島区以外の方でご希望の方はご相談下さい)
併設事業	介護老人福祉施設(東京都第1371600279号) (介護予防)短期入所生活介護(東京都第1371600519号) (介護予防)通所介護(東京都第1371600667号)

事業所所在地	東京都豊島区高田3丁目37番17号
事業所名称	池袋ほんちよの郷ホームヘルパーステーション/山吹の里出張所
電話番号	03-3981-5903
介護保険指定番号	訪問介護事業(東京都1371600592号) 第1号訪問事業(豊島区13A1600298号)
事業の実施地域	豊島区内(豊島区以外の方でご希望の方はご相談下さい)
併設事業	介護老人福祉施設(東京都第1371602564号) (介護予防)短期入所生活介護(東京都第1371602564号) (介護予防)通所介護(東京都第1371602317号)

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	ご利用者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行うことを目的とします。
運営の方針	1. ご利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、適切なサービスを提供します。 2. サービスの実施にあたっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 3. サービスはご利用者の要介護または要支援状態の軽減若しくは悪化の防止、予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。 4. 事業の実施にあたっては、ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施します。

(3) 営業日及びサービス提供時間

営業日	平日(月～土) ※但し、年末年始(12月29日～1月3日)は除きます。
サービス提供時間	7:00～21:00

※早朝(7:00～8:00)・夜間(18:00～21:00)・日曜日についてはご相談ください。

(4) 職員体制

職員の配置については、厚生省令で定める人員配置基準を遵守しています。

職名	人数	備考
管理者	1名(兼務)	事業所の運営管理
サービス提供責任者	2名以上 (兼務)	生活相談や訪問介護計画作成、連絡調整などを行います。
訪問介護員	3名以上	訪問介護計画に沿って日常生活上の介護や支援を行います。

3 利用契約に当たっての留意事項

(1) 利用契約の際には、原則として保証人を選任していただくようお願いしています。

(2) 選任した保証人を変更する場合には事前に届出をお願いいたします。

(3) 保証人の方をお願いすることは次のとおりです。

① 保証人は、ご利用者に関する事業所からの連絡について必要な調整を行うこととします。

② 保証人は、ご利用者が疾病等により医療行為が必要になった場合は責任を持ってその事態に対応するものとします。

③ 保証人は、契約書に基づいたご利用者の経済的な債務について負担するものとします。
なお、保証人の負担限度額は100,000円とします。

4 契約の終了について

(1) ご利用者のご都合で解約される場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに利用終了の旨の書面(書式は問いません。)を提出することにより、いつでも契約を解約することができます。ただし、ご利用者の病変や急な入院等やむを得ない事情の場合は1週間以内の通知でも契約を解約することができます。

(2) ご利用者から解約の申し出をする場合

以下の事項に該当する場合には、ご利用者は書面で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ② 事業所が守秘義務に反した場合
- ③ 事業所がご利用者やそのご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

(3) 事業者から解約の申し出をする場合

以下の事項に該当する場合には、この契約を解約し、サービスを終了していただくことがあります。この場合、契約終了の14日前までに書面で通知いたします。ただし、⑥については、契約終了の1か月前までに書面で通知いたします。

- ① ご利用者が、サービス利用料金の支払いを正当な理由なく1か月以上遅延し、料金の支払いを催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
- ② ご利用者が正当な理由なくサービスの中止をたびたび繰り返した場合
- ③ ご利用者の入院、病気等により3か月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
- ④ ご利用者の心身状態を踏まえた上で必要なサービスを提供しても、なお、次に掲げるようなご利用者やご家族からの迷惑行為により、契約を継続し難い場合
(例)・職員の身体を触る、あからさまに性的な話をする、好意的態度の要求などの性的嫌がらせ行為(セクシャルハラスメント)
 - ・殴る蹴る、物を投げつけるなどの身体的暴力行為
 - ・怒鳴る、大声を発する、特定の職員やご利用者に嫌がらせをする、「できて当然」等理不尽なサービスを要求するなどの精神的暴力行為
 - ・サービスの範囲を逸脱した不合理な要求、親族間トラブル(相続等)に必要以上に事業所を巻き込むような行為
- ⑤ ご利用者の心身の状態等が当事業所の提供するサービスの対象とならなくなった場合
- ⑥ やむを得ない事情により事業を縮小・休止、事業所を閉鎖する場合

(4) 自動終了の場合

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ご利用者の要介護認定区分が、「非該当(自立)」と認定された場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

5 対応できないサービスについて

訪問介護員は、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② ご利用者またはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり、預金の引き出し
- ③ ご利用者またはご家族等からの金銭または物品、飲食の授受
- ④ ご利用者のご家族等に対するサービス(ご利用者以外の洗濯、調理、買い物、ご利用者が使用する居宅以外の掃除など)
- ⑤ ご利用者の日常生活の範囲を超えたサービス(家具等の移動、大掃除、庭掃除など)
- ⑥ たばこ、お酒類の買い物(買物代行の場合)
- ⑦ 散髪
- ⑧ 商品の販売、農作業等生業の援助的な行為
- ⑨ 犬の散歩等、ペットの世話
- ⑩ 訪問介護員の個人情報の公表

※ご自宅の鍵のお預かりはいたしません。対応が必要な場合は、ご相談ください。

6 ご利用者またはご家族等に対して行わないことについて

- ① 宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為
- ② 勤務中の喫煙、飲酒

7 提供するサービスの内容及び料金について

- (1) 居宅サービス計画(介護予防サービス・支援計画)の内容に沿って、事業所がご利用者へ個別のサービスを提供するための計画(以下「プラン」といいます。)を作成します。
- (2) 作成したプランの内容について、ご利用者またはそのご家族に対して、説明し書面により同意を得ます。
- (3) プランを作成した際には、ご利用者に交付します。
- (4) 作成後においても、プラン実施状況の把握を行い、必要に応じてプランの変更を行います。

上記により作成したプランに基づいた次のサービスを実施いたします。

身体介護	サービスの内容
食事介助	ご利用者のペースに合わせ、安全に美味しく食べられるよう介助します。
入浴介助	ご家庭での入浴方法に応じ、体調に合わせて安全で快適に入浴の介助を行います。
排泄介助	ご利用者の身体状況に応じて適切な方法でプライバシーに留意し、排泄の介助を行います。
外出介助	安全を第一に考え、買い物や病院への付き添い、準備を行います。
その他	身体清拭、部分浴(足浴等)、洗髪、陰部洗浄、体位交換、更衣介助、移動・移乗介助等

生活援助	サービスの内容
買い物	ご利用者の日常生活に必要な買い物をを行います。金銭の取り扱いについては、書面に記載いたします。
調理	ご利用者の身体状況や疾病等に合った調理方法を選び、栄養のバランスや嗜好を考え食事を作ります。
掃除	清潔で住みやすい住空間づくりに努めます。
洗濯	ご利用者の洗濯物の質や状態に気を配り、素材に合った洗濯を行います。
その他	シーツ交換、ベッドメイク、薬の受け取り、相談等

(5) 利用料金

① 基本料金(介護保険適用 地域区分単位:11.4円)

※ 1円未満は省略して記載しています。また、端数処理については介護報酬の算定基準によります。

※ 介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

【基本サービス費】

(ア)訪問介護(1回あたり)

区分	所要時間	基本利用料	1割負担	2割負担	3割負担
身体介護	20分未満	1,858円	186円	372円	558円
	20分～30分未満	2,781円	279円	557円	835円
	30分～ 1時間未満	4,411円	442円	883円	1,324円
	1時間～ 1時間30分未満	6,463円	647円	1,293円	1,939円
	1時間30分～ 2時間未満	7,398円	740円	1,480円	2,220円
	30分増える毎に	934円	94円	187円	281円
生活援助	20分～45分未満	2,040円	204円	408円	612円
	45分以上	2,508円	251円	502円	753円
身体介護 後の生活 援助 ※	20分以上	741円	75円	149円	223円
	45分以上	1,482円	149円	297円	445円
	70分以上	2,223円	223円	445円	667円

※「身体介護後の生活援助」は、「身体介護」に加算されます。

(イ)介護予防訪問事業(国相当基準訪問型サービス)

サービス内容(略称)	回数等	介護報酬	1割負担	2割負担	3割負担
訪問型独自サービス21	1回あたり	3,271円	328円	655円	982円

としま介護予防訪問サービス(区独自基準訪問型サービス)

対象	回数等	介護報酬	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1・2	1回あたり	3,055円	300円	600円	900円

【加算料金】

加算項目		1割負担	2割負担	3割負担
・初回加算	訪問介護、介護予防訪問事業	228円	456円	684円
	としま介護予防訪問サービス	220円	440円	660円
・緊急時訪問介護加算		114円	228円	342円
居宅サービス計画が作成されていない訪問介護 (身体介護が中心のものに限る) ご利用者またはご家族等から要請を受けて24時間以内に行った場合加算となります。				
介護職員等処遇改善加算Ⅱ		総単位数に22.4%加算		

【割増料金】

基本料金に対して、早朝(7:00～8:00)、夜間(18:00～21:00)帯は25%増しとなります。

② 交通費

訪問介護員がご利用者宅へ訪問する交通費は無料です。通常の事業実施地域以外に訪問するための交通費はご負担いただきます。

③ キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合は、早めにご連絡ください。

(連絡先:03-3986-0908 / 出張所:03-3981-5903)

・緊急やむを得ない場合 ・ご利用前日の17:30までに連絡をいただいた場合 ただし、前日が日曜日の場合は土曜日の17:30まで	無料
ご利用前日の17:30までに連絡がなかった場合	当該基本料金の30%(税別)

④ やむを得ない事情かつご利用者の同意を得て、2名で訪問した場合は2名分の料金となります。

但し、訪問介護員の引継ぎ等により2名以上で訪問した場合は1名分の料金です。

8 利用料の請求及び支払い方法について

(1) 提供するサービスの料金・費用は、1か月ごとに清算し、翌月15日までに請求書を発行いたしますのでご確認ください。お支払いは請求月の25日にゆうちょ銀行の口座より自動引き落としとなります。25日が休業日の場合は翌営業日となります。その他の金融機関口座からの自動引き落としをご希望の場合は、手数料として1回あたり90円をご負担ください。

(2) 入金の確認が終わりましたら領収書を発行いたしますので、必ず保管してください。高額介護サービス費等の申請や確定申告の際に必要なことがあります。

9 サービス利用の留意事項

(1) 健康上の理由により中止または変更

当日体調が優れない等ご利用者の状況によりサービスを中止または変更することがあります。サービスの中止または変更をする場合は、ご家族やケアマネジャーに連絡の上、適切に対応するほか、必要に応じて速やかに主治医に連絡を取る等措置を講じます。

(2) 自然災害等による中止

大規模な自然災害が発生する恐れのある時や、避難指示等が発令された場合など安全にサービスを提供できない場合は、サービスを変更または中止することがあります。その場合、ご家族やケアマネジャーに連絡の上、適切に対応いたします。

(3) 感染症による中止

事業所で感染症が発生した場合や保健所等からサービス提供の中止の指示があった場合は、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族やケアマネジャーに連絡のうえ、適切に対応いたします。

(4) サービス利用日や時間の変更

体調不良やその他ご利用者のご都合でサービス利用日やサービス利用日の時間の変更をご希望される場合は前日の17:30(月曜日が利用日の場合は土曜日の17:30)までにご連絡ください。サービス利用日当日に急遽時間の変更をご希望される場合はご相談ください。

(5) サービス提供に関して

事業所は、ご利用者が安心して生活するための安全配慮については最大限の努力をいたしますが、ご利用者にサービスの提供をする上では、転倒などの事故防止が難しい場合があります。日ごろからご家族やケアマネジャーと連携し、情報共有に努めると共に、万が一事故が発生した場合には本説明書「12 事故防止に関する対応等について」に従って対応いたします。

10 サービス提供の記録について

(1) 事業所は、プランに基づいて提供したサービスに関する記録を作成し、契約終了後2年間は保管します。

(2) ご自身に関するサービス提供の記録について、閲覧や複写物の交付を受けることができます。その場合、8:30~17:30までの間に事業所において対応させていただきます。なお、複写物には複写料として1枚につき10円をいただきます。

11 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) ご利用者及びそのご家族に関する秘密の保持について

・事業所は、ご利用者またはそのご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

・事業所及び職員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者またはそのご家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

・この秘密を保持する義務は、このサービスの利用契約が終了した後においても継続します。

・事業所は、職員に業務上知り得たご利用者またはそのご家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

・ご利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いません。また、ご利用者のご家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご利用者のご家族の個人情報を用いません。ただし、法令に基づく場合や生命等の保護のために必要がある時など、法令に定められた一定の場合には同意がなくても利用目的以外に使用または第三者に提供することがありますのでご了承ください。

・ご利用者またはそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものその他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止する措置を講じるものとします。

・事業所が管理する情報については、ご利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合はご利用者の負担となります。)

12 事故防止に関する対応等について

(1) 事業所は、ご利用者へのサービスの提供によって事故が発生した場合は速やかに区市町村及びご利用者のご家族に連絡をするとともに必要な措置を講じます。

(2) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。

(3) 事業所は、ご利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。ただし、ご利用者に故意または過失が認められる場合には、ご利用者及びご家族と協議します。

なお、下記の損害賠償保険に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	保 険 名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
	補償の概要	対人・対物事故、対人見舞費用、障害見舞金保証等

13 虐待の防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。

(2) 虐待防止のための指針を整備しています。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(4) (1)～(3)の措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

(5) サービス提供中に、ご家族等から次のような虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに区市町村に通報します。

- ・ 殴る、蹴る等直接ご利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある行為
- ・ 食事を与えない、不衛生な状態で放置する等必要とされる介護や世話を怠ったり、ご利用者の要望や行動を制限する行為
- ・ 乱暴な言葉遣いや侮辱的な発言・態度、威嚇的な発言・態度などによる心理的苦痛を与える行為
- ・ ご利用者との合意のないあらゆる形態の性的な行為やその強要
- ・ ご利用者の合意なく財産や金銭を使用したり希望する金銭の使用を理由なく制限する行為

14 緊急時の連絡方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業所等へ連絡をいたします。

主治医	病院名		
	主治医氏名		
	連絡先	電話番号	住所
	緊急時搬送先		
第一 連絡先 (保証人)	ご氏名	(続柄)	
	連絡先	電話番号	住所
第二 連絡先	ご氏名	(続柄)	
	連絡先	電話番号	住所

15 業務継続計画(BCP)の策定等について

- (1) 感染症や非常災害が発生した場合にも、サービスが継続して提供できるよう計画を策定し、必要な措置を講じるよう努めます。また、計画は定期的に見直し、必要に応じて変更します。
- (2) 計画は職員に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

16 衛生管理等について

感染症が発生し、またはまん延しないように措置を講じます。

- (1) 感染症、食中毒の発生・まん延防止のための指針を整備しています。
- (2) 感染症、食中毒の発生・まん延防止のための定期的な研修を実施します。
- (3) 感染症、食中毒の発生・まん延防止のための訓練を定期的実施します。

17 サービス提供に関する相談・苦情

提供したサービスに係るご利用者またはご家族からの相談、苦情を受付けるための窓口を設置しています。

【相談・苦情担当窓口】	・池袋ほんちょうの郷ホームヘルプステーション 電話番号 03-3986-0908 ・山吹の里出張所 電話番号 03-3981-5903 担当 サービス提供責任者 ※苦情解決を目的として第三者委員会を設置しています。第三者委員の助言や立ち会いを求めることができますのでお問い合わせ下さい。
【区市町村の相談・苦情窓口】 豊島区役所 介護保険課 高齢者福祉課	電話番号 03-3981-1111(代表)
【公的団体の窓口】 ・東京都国民健康保険団体連合会	電話番号 苦情相談窓口専用 03-6238-0177

18 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を受けています。

実施した直近の年月日	令和5年12月22日
第三者評価機関名	経営創研株式会社
評価結果の開示状況	とうきょう福祉ナビゲーション 福祉サービス第三者評価

【 _____ 様の契約時の利用料金内訳】

この利用料金内訳は、 _____ 様から事前にお伺いした心身の状態や日常生活の状況、ご利用の意向に基づき作成した概算額となります。

訪問介護

区分	所要時間	曜日	単位数	回数/週	単位数の計
	身体生活	月火水木金土			
	身体生活	月火水木金土			
	身体生活	月火水木金土			
	身体生活	月火水木金土			
	身体生活	月火水木金土			
	身体生活	月火水木金土			
	身体生活	月火水木金土			
1週間の単位数の計(イ)					

介護予防訪問事業(国相当基準訪問型サービス)

区分	所要時間	曜日	単位数	回数/週	単位数の計
	身体生活	月火水木金土	287		
	身体生活	月火水木金土	287		
1週間の単位数の計(ロ)					

としま介護予防訪問サービス(区独自基準訪問型サービス)

区分	所要時間	曜日	単位数	回数/週	単位数の計
	身体生活	月火水木金土	268		
	身体生活	月火水木金土	268		
1週間の単位数の計(ハ)					

1週間当たりの自己負担額

1週間の単位数の計(イ)または(ロ)または(ハ)×11.4円 =1週間の基本利用料	円/週
負担割合	割
1週間の自己負担額	円/週

訪問介護、介護予防訪問事業(国相当基準訪問型サービス)

	単位数	基本利用料	介護保険適用の場合の自己負担額
・訪問介護は1週間の単位数(イ)×4.3週 ・介護予防訪問事業は単位数×回数/月 =1か月あたりの概算単位数(二)		円	円
加算料金			
・初回加算(チ)	200	2,280円	円
・緊急時訪問介護加算(リ)	100	1,140円	円
介護職員等処遇改善加算Ⅱ 22.4%加算(ヌ)		円	円
(二)+(チ)+(リ)+(ヌ)×11.4円 =1か月あたりの概算の金額		円	円

※訪問介護は1か月の平均営業日を26日とし、1か月を4.3週として計算しています。

としま介護予防訪問サービス(区独自基準訪問型サービス)

	単位数	基本利用料	介護保険適用の場合の自己負担額
単位数×回数/月 =1か月あたりの概算単位数(ル)		円	円
加算料金			
・初回加算(チ)	200	2,280円	円
・緊急時訪問介護加算(リ)	100	1,140円	円
(ル)+(チ)+(リ)×11.4円 =1か月あたりの概算の金額		円	円

※その他【加算料金】【割増料金】については本説明書「7 提供するサービス内容及び料金について」をご参照ください。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。
その場合は一旦基本利用料の金額をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行いたします。
サービス提供証明書を後日、区市町村の窓口へ提出し、差額の払い戻しを受けることができます。

指定訪問介護サービス等の提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	東京都豊島区池袋四丁目29番6号 アクシア池袋204号室
	法人名	社会福祉法人フロンティア
	代表者名	理事長 水島 正彦 印
	事業所名	池袋ほんちょうの郷ホームヘルパーステーション
	説明者氏名	サービス提供責任者 印

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

後見人	住所	
	氏名	印

保証人	住所	
	氏名	印